

諮問番号：平成30年度諮問第44号

答申番号：平成30年度答申第42号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

平成27年度の基準改定により冬季加算が減額され、暖房費が賸いきれなくなり、生活費を削ってやりくりしてきたが、原処分により、今回さらに生活扶助費が減額された。これでは最低限度の生活を送ることができないから、原処分は違法又は不当である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

生活保護法（以下「法」という。）第8条第1項の規定により、保護は、厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に基づいて行われるものであり、他の基準又は処分庁独自の基準を適用することはできない。原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、原処分による生活扶助費の減額により、最低限度の生活を送ることができなくなったことから、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。しかしながら、最低限度の生活の保障は、最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされているところ、原処分は法令等に基づき適正に行われていると認められるから、請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

平成31年2月13日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月22日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

また、法の委任に基づいて厚生労働大臣が定めた基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示され、年齢によって生じる需要の差は第1類に、冬季加算は世帯共通的な経費として第2類においてそれぞれ考慮されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、社会保障審議会生活保護基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人は、原処分による生活扶助費の減額により、最低限度の生活を送ることができなくなったことから、原処分は違法又は不当であると主張する。

しかしながら、今回決定された基準生活費の内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、社会保障審議会生活保護基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定められたものであり、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するに足りるものであるかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はないから、保護基準の改定に伴い当該保護基準（改定後の経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた原処分が違法又は不当であるということとはできない。よって、請求人の主張は採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

### 北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	八	代	眞	由美